九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

平戸藩楽歳堂文庫本『花伝書』の伝来について : 松浦静山『甲子夜話』の記述と関連史料の分析から

岩﨑, 義則
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

https://doi.org/10.15017/2559032

出版情報：史淵. 157, pp.1-26, 2020-03-04. 九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門
バージョン：
権利関係：

平戸藩楽歳堂文庫本『花伝書』の伝来について

――松浦静山『甲子夜話』の記述と関連史料の分析から――

岩崎義則

はじめに

本稿では、平戸松浦家の平戸藩楽歳堂文庫（以下、「楽歳堂」）に所蔵された『花伝書』（八帖本花伝書）を主題とし、その伝来について、第九代藩主・松浦静山（清・一七六〇－一八四一）が施した考証について論じてみたい。静山には、退隠後の江戸で執筆した『甲子夜話』（正篇・続篇・三篇の計二七八巻）という随筆が存在する[1]。随筆の情報源は多種多様であるが、静山が創設した楽歳堂の所蔵文物は、有力な情報源の一つであった[2]。こうした随筆の記述と具体的な収蔵文物との関係性を究明する一例として、『花伝書』を取り上げたい。『花伝書』には、『甲子夜話』の記述はもとより、楽歳堂の蔵書目録『新増書目』（松浦史料博物館蔵）の記事、平戸藩士によって諸本による校合が施された際の記録などが残る。さらには、『花伝書』の楽歳堂蔵置の背景には、静山と第一〇代藩主松浦熙（一七九一－一八六七）による能楽嗜好が存在しており、同書は松浦家における大名能楽の展開にお

いて重要な意味を有していた。本論は、こうした近世大名の文庫をめぐる書物環境研究と大名能楽史研究の立場からの具体的な事例研究の一つである。

1 『花伝書』（八帖本花伝書）について

1・1 『花伝書』の発見と静山の伝来考証

本論の冒頭で、『甲子夜話　三篇』巻23「長崎諏訪明神神事能、諏訪と称せる有る事并考　付観世黒雪撰『花伝書』之事」に収録された『花伝書』の記事を紹介する。当該記事の主題である長崎諏訪神社の神事能「諏訪」については、次章で検討を加えたい。よって、『花伝書』関連部分をまず摘記し、その発見の経緯と静山の伝来考証の概要を示してみたい。

○観世大夫の遠祖、黒雪と号せし者は、蓋し神祖（徳川家康）御時代の人なり。然るに禅機に達し、江月和尚（宗玩）に親随す。因て江月の西行にも随て、諸国を游歴す。又江月故有て平戸に到り、正宗寺を創す。又平戸の用部屋故書冊の内に、『花伝書』と標する有あり。肥州（松浦肥）覩獲て珍重す。是れ黒雪の撰にして、彼家の深秘なり。然るに予が家に蔵めて、且故冊なりしは、江月の西行平戸に投ずるとき、黒雪も亦従来してこれを貽（のこ）すに非ずして、何んぞ有ること有ん。克く察（かんが）ふべし(3)

即ち、平戸の「用部屋」の故書冊から見出された『花伝書』について、これが観世流能楽師・観世黒雪（一五六六－一六二六）[4]の「撰」であること。また、本来、観世家にとっては門外不出の書物を、黒雪自身が平戸に持参したという経緯を想定しなければ、この書物が松浦家に伝来した理由の説明はできない、とする見解となる。こうした静山の伝来考証において、博多崇福寺住持でもあった江月宗玩（一五七四－一六四三）の西国遊歴、就中、平戸来訪が論拠と捉えられている点は興味深い。

1・2 『花伝書』と関連史料

こうして用部屋から発見されたという『花伝書』は、いわゆる『八帖本花伝書』と呼称される室町末期に成立した八冊本の能楽伝書で、編著者は不明とされる[5]。本論では、この『八帖本花伝書』を、楽歳堂本の題箋にならい『花伝書』と記す。

現在、この書物は、松浦史料博物館が所蔵し、『水月玉露心事抄』及び付属文書二点とともに、木箱に収められている（図1参照）。その蓋裏面には、「子孫永宝」・「平戸藩蔵書」・「楽歳堂図書記」の図書印の貼付がある。この図書印より、用部屋からの発見後、楽歳堂の図書として平戸の書物庫（鶴文庫）へと蔵置され

図1 『花伝書』等を納めた木箱
（松浦史料博物館蔵）

たことが判明する。[6]

『花伝書』（図2・図3を参照）については、前述の通り、原著者は不明。「せあミ」と各巻末尾にある。表紙は水色。表紙に、「子孫永宝」・「平戸藩蔵書」・「楽歳堂図書記」の図書印が表紙に貼付。形式は竪帳。各巻の丁数・紙数は、第一巻・墨付二四枚。この巻には、「〇江月和尚観世左近大夫黒雪同道して平戸ニ着テ」と記された一紙（短冊状）が付属。静山の伝来考証と同趣旨の内容である。第二巻は墨付二一枚、第三巻は墨付二三枚、第四巻は墨付三五枚、第五巻は墨付三六枚、第六巻は墨付四一枚、第七巻は墨付四一枚、第八巻は墨付一八枚となる。保存状態は良好である。

図2　『花伝書』第一巻の表紙
（松浦史料博物館蔵）

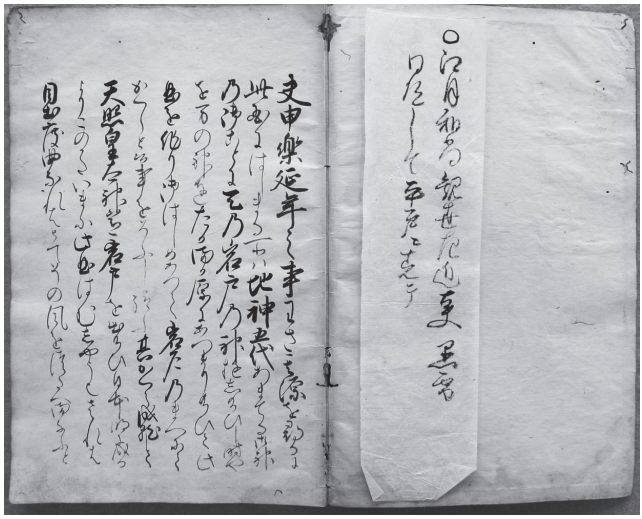

図3　『花伝書』第一巻の冒頭部分と付紙（松浦史料博物館蔵）

『水月玉露心事抄』についても、著者は不明。竪帳一冊。「子孫永宝」・「平戸藩蔵書」・「楽歳堂図書記」の図書印が貼付。巻末に、「観世音阿弥水月玉露心事抄訖」とある。

『観世花伝書』（写本）は、『花伝書』（八冊）と『水月玉露心事抄』（一冊）の写本。作成者は平戸藩士と推測される。作成時期は不明だが、文政～天保年間と推定できる。全九冊から成る。「平戸藩蔵書」・「楽歳堂図書記」の図書印が、それぞれの第一丁目に押印。その作成の経緯については、附属文書の一つ、嘉永二（一八四九）年に記された「花伝書写御本に入書入之訳書」に詳しい。

この附属文書によれば、「此花伝書御原本ハ以前の観世大夫黒雪と申せし人、家の秘書を自ら写して奉しと也、扨、当時観世家にても殊の外に秘して他見をゆるさぬ掟といふ」とあり、楽歳堂の『花伝書』は観世黒雪の自筆本という見解が前提である。その写本（以下、『観世花伝書』）は、「先年（平出）本所へ御原本にたかハす写し被（平出）仰付進せらし（「れ」脱）御本也」とあり、静山（本所下屋敷）の命令によって作成され、上呈された。その作成にあたっては、二種類の版本と校合。『観世花伝書』には、校合による異同が、それぞれ朱・青で本文中に注記されている。版本の一種類は『花伝抄』（八巻本）で、寛文五（一六六五）年九月の年記と「せあみ」の奥書がある。もう一種類は四冊本。附属文書の作者・中村忠左衛門は、校合に用いた版本の内一種類は、京都角倉版と推測した。

平戸藩士らによる校合の成果が記された『観世花伝書』を通覧するに、『花伝書』に追記・追補する注記が多いことに気づく。楽歳堂の『花伝書』は、寛文五年以前の成立の写本であることは、推測され得るであろう。

もう一つの附属文書、弘化四（一八四七）年八月「花伝書第二巻之末丁数錯乱校正添書」によって、「花伝書第二巻十五丁の末より、十六丁にうつり候処より、十九丁の末より二十丁にうつり候処までの文つゞきがたく、意味もわかりかね候に付、段々校へ候処、左の通りに相成候へバ、文つゞき意味共にわかり候まゝ、本書の行をた

がへす書写して添置候、尤写しの御本ハ、左の通にとぢ直し被仰付候得ども、本書ハ以前の儘被指置候に付、此校正の通りに見候得バよくわかり候、そのためこの写しハ御添被置候也」と、『花伝書』第二巻の一五丁から二〇丁にかけて錯簡が判明した。よって、藩士らにより、一五丁末→一九丁→一七丁→一八丁→一六丁→二〇丁といった、本来の正しい送りが確認された。錯簡の訂正は、『観世花伝書』については綴じを修正。『花伝書』については錯簡の状態をそのまま残し、「校正添書」を置くことで正しい送りを別途示した。『花伝書』は、厚手の和紙三～四枚を重ねて一折とし、これを三～四つ程まとめて一綴じ（一冊）とした形式（列帖装）。第二巻については、一四丁～二一丁が料紙四枚に書かれているが、この内、一六丁と一九丁が書かれた料紙一枚が、本来の折り目とは逆の折り目で綴じられたことによって生じた錯簡である。『花伝書』現物を確認すると、虫喰箇所も不自然であった。『花伝書』成立当初から少なくとも虫喰が生じた段階までは、正しい送りであったようだ。

2　静山の考証

2・1「諏訪」の記事

第一章の冒頭で示した『甲子夜話　三篇』巻23に所収された長崎諏訪神社の神事能「諏訪」に関連する記事を、長文であるが、次に引用したい。

長崎に諏訪ノ明神とて有り。大社にして、殿宇廊舎、殊に壮麗なり。公儀にても御崇仰の体にて、御朱印処

なり。例年九月神事祭礼ありて、十三日に能興行なり。其日の能に、諏訪と称せる有り。この能は長崎に限り、他有ることなし。其様は、脇能にして、脇大臣、前の仕手、つれ、出でゝ、後は天女竜神と現れ、明神と共に、楽舞働を成して関れり。其さま、難波、竹生嶋の如し［謡の全文は煩しければ茲に略す］。この首大臣の道行に、

しらぬひの筑紫の海や法の舟、〳〵、西へと行ば程もなく、爰ぞ名におふ筑紫がた、浪路遥に吹れ来て、春日長閑き長崎や、諏訪の宮居に着にけり、〳〵」と。これ全く脇能にして、何も浮屠の与ることならぬに、法の舟西へと行ばなど有るは、訝かしと思ひたるに、後の曲の詞に、

去程に異国より、外道をなして此浦の、人の心を妨て、邪心に入や其まゝ、仏神の道もしらざりき、されば有難き時代なれば、普天の下卒土のうち、何国王地にあらざらんや、土も木も我大君の国ぞとて、頓て退治したまへば、神も悦び出現あり、色々様々の神祭、かたじけなしと夕月の、光にまして神姿、顕れ出る今の代に、誠に禰宜がならはし、威光の君が代なれば、只今爰に来りたり、我は諏訪の神ぞとてかきけす様に失にけり、〳〵中入

是等に拠て思ふに、これ嘗て幡随意和尚の、耶蘇宗を逐払せんが為に、九州へ下向、且長崎へも赴て、邪法平治の後、この能を興したるならん。又仕手脇の進退は、観世黒雪が作りし者か。その年代事蹟下に聚む。

（中略。なお、これより、(a)『耶蘇天誅記』・(b)『幡随意上人（諸国）行化伝』・(c)『浄土伝灯譜』・(d)『紫厳略譜』の引用。『花伝書』の記事は、(d)の引用に続いて記載された。）

㈠前段の所レ輯に拠て想へば、幡随の西下は慶長の末にして、江月の西下も亦伯仲す。然れば黒雪の西遊も亦同時なり。且白道（幡随意）辞世の偈は、全く邪徒に労せしこと知るべし。又天照太神御付属の阿弥陀如来と云ふ者、

何(い)かなる物や。是等思ひ合すれば、諏訪の神祭も、この因縁に拘るならんか。後人択レ諸。(7)

ここで静山が論じた「諏訪」は、長崎諏訪神社の祭礼神事で奉納された脇能「諏訪」を指す。その謡本が『諏方（諏訪）』であり、楽歳堂本の『諏方』は、松浦史料博物館に伝存。表題は、「長崎神事能　諏方　全」。編著者・作成年月日などは未詳で竪帳一冊。「平戸藩蔵書」・「楽歳堂図書記」の図書印がある。(8)

「諏訪」の章詞　「諏訪」について、『甲子夜話』の記述を検証する観点から、各種写本類の章詞を比較検討してみたい。筆者が確認できた写本は、古賀文庫本『謡曲諏訪』（以下、『古賀文庫本』(9)）、高千穂正念寺旧蔵本『諏訪謡』（以下、『正念寺旧蔵本』(10)）、諏訪神社本の複製本などである。版本については、確認出来ていない。なお、年次未詳であるが幕末期と推測される『諏方神事御能番組』(11)によれば、「翁」の後に、「諏方」・「八嶋」・「龍田」・「葵上」・「祝言高砂」の番組編成であり、「諏訪」を脇能とする静山の記述を裏付ける。この番組の脇能「諏訪」の仕手は、諏訪能大夫早水助之進であった。(12)

では、静山が『諏方』の章詞を引用した「大臣の道行」・「後の曲の詞」の二箇所章詞について、対照してみたい。

「大臣の道行」について、『正念寺旧蔵本』は、「しらぬひの筑紫のうミやのりの船、〳〵、西へと行は程もなく、爰そ名にあふ筑紫かた、波路遙に吹れ来て、春日長閑き長崎や、諏方の宮居に着にけり、〳〵」と記す。『古賀文庫本』は、「しらぬひの筑紫の海やもろこしの、西へとゆけは程もなく、こゝそ名におふ玉のうら、浪路はるかにふかれきて、ゆくものとけきなかさきや、諏方の宮居に着にけり、〳〵」とある。

『古賀文庫本』では「のりの船」ではなく、「もろこしの」とあり、静山が指摘した「何も浮屠の与ることなら

ぬに、法の船西へと行ばなど有るは、訝かしと思ひたるに」という謡の内容に関わる不整合な点が解消されている点は注意したい。

「後の曲の詞」の章詞については、『正念寺蔵本』と『甲子夜話』引用文とがほぼ同一。但し、「祢宜」（東洋文庫本『甲子夜話』）・「きね」（正念寺蔵本）が異なる。楽歳堂の『諏方』では、「宜祢」となっており、『甲子夜話三篇』（松浦史料博物館蔵本）も「宜祢」。東洋文庫本に掲載する際、「祢宜」と訂正されたものであろう。『古賀文庫本』は、明らかに仏教色を払拭し、神道的な側面を強調するような内容となっている。明治年代の写本であることから、幕末から明治にかけて、謡「諏訪」の内容に改変があったことが推測される。[13] この『古賀文庫本』の巻末識語に、「右諏方謡曲ハ寛文十二年依官命当地ニ於テ製ス、当年より始メ翁回諏方回ニ次第して奏す、例年九月十三日諏方神事能楽あり、他国にては無之、当諏方社ニ限るものなり」とある。即ち、謡曲「諏訪」の成立は、寛文一二（一六七二）年であり、官命によって作成されたとある。さらに、諏訪神事能の成立は寛永一一（一六三四）年頃とされ、越中哲也氏は、能大夫初代早水治部は「その（新紙屋町・新高麗町・大井手町等）遊里の遊芸の師匠であり博多の人であったと考える」とし、謡諏訪は『諏訪社古事集覧』」の記述から二代目治部の作品とした。[14]

一方、静山は、「法の船」とキリシタン調伏の章詞から、天台宗僧侶幡随意らの西国下向と「諏訪」の成立を関連づけ、さらに、能の所作については、観世黒雪作と推定した。

静山の引用書物　当該記事を筆録する際、静山が引用した幡随意・江月らの年譜が記された(a)～(d)の書物について、『新蔵書目』から、楽歳堂の蔵置状況や静山の識語を確認してみたい。

(a)『**耶蘇天誅記**』『新増書目　内篇巻六　乾』に、「耶蘇天誅記　八巻」・「同　二十二巻」が掲載され、両者で全三

○巻本揃。前者（八巻）は、静山・熙と親交があった儒者朝川鼎（善庵・一七八一―一八四九）所蔵本の伝写である。

(b)**『幡随意上人諸国行化伝』**『新増書目　内篇巻六　乾』に、「幡随意上人諸国行化伝　五巻」とある。著者は、洛北五却院主喚誉。「上人諱ハ幡随意、字ハ智誉、号ス二白道一ト、略伝ハ既ニ字類真跡古代ノ中ニ詳ニス」とある。『新増書目内篇　巻参　二』の中、「幡随意上人書　六字名号　一幅」において、『浄土伝灯譜』・『幡随意上人諸国行化伝』を引いて幡随意の略伝が記されている。静山は、『幡随意上人書』を文政三年（一八二〇）に入手。同年、この書は、古筆了意の鑑定により真蹟とされた。『幡随意上人諸国行化伝』（全五巻）は、宝暦五（一七五五）年の刊。なお、幡随意には、同人のキリシタン調伏を素材とした謡「妙龍水」があり、熙の手によって、後年、平戸囃子にて演奏された(15)。

(c)**『浄土伝灯譜』**『新増書目　内篇巻弐　二』に、「浄土伝灯総系譜　芝峯・南寓ノ沙門鸞宿図編　三巻」とあるものが該当か。享保一二（一七二七）年の成立。頭注に「此書戊寅ノ災ニ座右ニ在テ焚亡ス、庚辰ノ春再購収ス」とある。文政元（一八一八）年の江戸藩邸の火事で焼亡したものを、文政三年に復蔵した。

(d)**『紫厳略譜』**『新増書目　内篇巻弐　二』に、「紫厳略譜　一巻」とあり、「紫厳トハ京師ノ紫野ヲ謂フ、譜略トハ大徳寺世代ノ伝記ヲ略挙セル也」とある。文政元年の成島司直の序文を引く。編著者は木恭重と村尾春軌。静山は、「〇木恭重ハ御数寄屋組頭鈴木春碩ナリ」と記す。

この(d)により、江月が、慶長一七（一六一二）年、博多崇福寺の住持となった記事が、『甲子夜話』に引用された。なお、江月の伝記を考証する際、後述の『欠伸稿』・『欠伸年譜』ら信頼度が高い文献が参照されていない点に留意したい。この両者は、『平戸藩楽歳堂蔵書目録』（松浦史料博物館蔵）に記載があり、平戸城の書物庫（鶴文庫）に蔵置されていた書物である。

『諏方』をめぐって　上記の各書物が記すところに従い、静山は、幡随意・江月の西国下向を、それぞれ慶長一八年と慶長一七年とし、江月に親随した黒雪の西国下向も同時期と判断した。また、両人の下向と「諏訪」との関連は、主に『幡随意上人諸国行化伝』によって考証されている。だが、堤邦彦氏によって、同書は近世仏教「卑俗化」の潮流の中で登場した書物として考察されている。[16] いわば、「俗談」の部類であり、その記述から諏訪神社の祭礼云々を論じるのは、非合理的であろう。

2・2　『新増書目』の記事

幡随意・江月の西国下向と「諏訪」の成立を関連付け、さらに、能の所作を江月に帯同した黒雪が作ったとした『甲子夜話』の説は、学術的な根拠がないことが判明した。だが、静山が展開した『花伝書』の伝来考証には、情報源が存在したことが、『新増書目　内篇巻四下』の記事から判明する。以下、この記事を検討し、情報源を精査してみたい。

即ち、『花伝書』について、「観世大夫黒雪撰述　〇此書モト平戸ノ用部屋故書冊（フルショモツ）ノ中ニ有リシヲ、肥州先年覩出シテ、幸ニ観世新九郎ガ弟服部総三郎ノ左右スルニ聞ケバ、答フ、コレ嘗テ観世黒雪ト称セシガ正シク自筆ノモノ也、又斯書ノ遠ク平戸ニ存スル者ハ、黒雪禅機ニ通ジ、江月和尚ニ親随ス、因テ江月昔年平戸滞留ノトキ、倶ニ来ツテ西土ニ在シ時ノモノカ、是ナキトキハ茲ニ伝ル所以ナシト、〇又此書ノ世ニ伝ル観世大夫ノ家ニ有ルモノ一部、同姓新九郎ノ蔵ムルモノ一部、某氏ノ方ニ所伝一部、今唯三部ノミ、由テ殊更ニ秘惜シテ、人ニ示シ或ハ語ル事ナク、其家ノ襲宝トス、右総三郎視テ、驚歎シテ所云斯ノ如シ、故ニ今観世大夫ニコレヲ告グレバ、

即返却ヲ請テ止ル事無ルベシト」とある。

前段の記述は概ね『甲子夜話』と共通する。だが重要なことは、小鼓奏者の服部総三郎という能役者らが、『花伝書』伝来考証の情報源として示されたことである。前掲の記事によれば、総三郎が、『花伝書』を黒雪自筆と鑑定。さらに、禅に通じた黒雪が、江月に従い、その結果、平戸に伝来したと言う。後段では、黒雪自筆の『花伝書』が、観世大夫家・観世新九郎家・服部家の三家にしか伝存しないことなども、真偽はともかく、記録されている。静山の「謡諏訪」の考証では、江月の平戸下向の理由が、幡随意らのキリシタン対策と関連付けられて考察された。一方、黒雪が江月に帯同した理由、即ち、同人が禅に帰依していたという情報は、総三郎ら観世流の小鼓奏者が淵源であった。

さて、『甲子夜話』全般を通じて窺えることであるが、江戸における静山の能鑑賞は、公義役者・大夫らの宅にて頻繁であり、能役者との交流も盛んであった[17]。中でも小鼓観世新九郎（豊錦）との親交は深く、文化一〇（一八一三）年四月二六日、豊錦の弟・総三郎は、熙によって、平戸藩召し抱えの能役者となった[18]。さらに、「平戸に、観世新九郎が弟にて服部総三郎と云者、肥州に仕ゐたるが、一年江戸に上り、頓て下る迚暇乞に予が隠荘に来る[19]」とあり、平戸から江戸へと一旦登った総三郎が、文政五（一八二二）年頃、暇乞のため、本所下屋敷の静山を訪れた記録も確認できる。

一旦、江戸へ登るなどことはあったが、文化八年以降、平戸にあった総三郎は、熙を通じて、用部屋で発見されたと言う『花伝書』を閲覧する機会を得た。そこで、その筆を黒雪自筆と判断し、さらには、伝来の希少性・秘匿性なども、熙に明かした。こうした『花伝書』発見を歓迎したであろう熙を通じて、その情報を得た静山は、正確な写本である『観世花伝書』を江戸下屋敷へ送らせ、これらを参考・参照しつつ、『新増書目』の『花伝書』の項

目を録したという経緯であろう。さらに、この『新増書目』記事が、『甲子夜話』へと継承・反映されたと思われる。

『水月玉露心事抄　一巻』については、「〇水月抄ノ一冊ハ、実ニ観世流奥義ノ書ニテ、他ニ嘗テ有ル事ナシ、右総三郎嘗テ新九郎ガ内ニ居シトキノ記憶ナレバ、数年ノ間相違モアルベシ、猶相考アルベシト語レリト、サレバ申楽ノ為ニハ珍重シテ永伝スベキ佳籍也」と、観世流の奥義であるとの見解が総三郎より示された。だが、この書物については、総三郎も明確な断定は行っていない。『花伝書』とは、対照的である。

2・3　小結

『甲子夜話』で展開された「諏訪」に関する静山の考証は、章詞の精読や鋭い解釈に基づいており、深い能楽知識に裏付けされたとみるべきであろう。だが、その作者をキリシタン調伏のため九州に下向した幡随意ら僧侶とし、能の所作を黒雪作とする仮説は、前掲した諏訪神社の能楽や僧侶の伝記に関する先行諸研究をみても、成り立たない。さらに静山は、この仮説を検証するため、幡随意・江月の西遊の記録を『耶蘇天誅記』・『幡随意上人諸国化行伝』などに基づき提示するが、何れも史実を脚色・歪曲した書物である。江月についても、『紫厳略譜』の引用に留まった。

さらに、『新増書目』の記述から、『花伝書』に関する静山の伝来考証は、その現物の閲覧・研究は行わず、正確な写本（『観世花伝書』）と能役者の情報に基づいていたことが判明した[20]。

次章では、『花伝書』伝来のキーパーソンとして登場した江月とをめぐる平戸藩との関係について可能な限り検証し、江月と黒雪との関係についても補足してみたい。

3　平戸藩と江月

3・1　江月関連の史料

平戸藩と江月については、寛永一六（一六三九）年八月に起こった浮橋主水事件[21]との関連や、平戸オランダ商館の長崎移転問題との関連などが論じられているが、いずれも史料的な制約が厳しく論証には困難が伴う[22]。こうした中で、村井早苗氏の論考は、幕藩制確立期における江月の位置づけを、対幕府・対朝廷との関連から明確に論じたものであり、当該事件研究の基点となった[23]。しかし、関連史料を比較的網羅した平戸松浦家編『御家世伝草稿』が用いられておらず、江月研究の基礎史料となる『欠伸稿』・『欠伸年譜』及び肖像画像の讃なども充分に活用されているとは言い難い[24]。『御家世伝草稿』（以下、『草稿』）の「宗陽公三」・「天祥公一」では、『欠伸稿』が頻繁に引用される。以下、『草稿』をもとに、第三代藩主隆信及びその実母松東院と江月との関係を追ってみたい。

3・2　隆信と江月

松東院と江月　『草稿』による『欠伸稿』引用の初見は、「欠伸稿曰、清浄院殿仏心宗西大禅定尼、（中略）去春出関西路座看雲起、今夏在海東浜（後略）」（『草稿　三　宗陽公三』）とする寛永七（一六三〇）年春の清浄院（久信次女・隆信妹）の江戸移住の記録として引用された偈であり、この偈は、寛永八年六月三日、清浄院の逝去に際

して賦された[25]。清浄院は、隆信母松東院（洗礼名メンシア）らと共に江戸広徳寺（臨済宗大徳寺派）に居住。卒哭・一周忌にも、「助慈母哀情」[26]・「助慈母哀之」[27]として、江月は、その霊前で偈を賦した。また、松東院が、隆信の命日に和歌を刺繍した斗帳を「正宗軒」（大徳寺）に寄付した際には、「嘆慈母之心情」として偈を賦した[28]。広徳寺における江月と松東院との交流の一端が示される。

隆信の法号（寛永八年三月一二日）　続いて、「欠伸稿曰、向東号宗陽居士松浦氏壱岐守、仏法古今漸有道、紅花緑葉引春風、黄梅底事分南北、宗本西来祖意中」（『草稿　三　宗陽公三』）とした、寛永八年三月頃、隆信が江月に帰依し「向東宗陽」の法号を授かった記事がある[29]。ここでは、『欠伸稿』以外に、「江月日記」が引用されている。「江月日記」は未見であるが、「僧江月日記曰、寛永八年三月十二日於稲葉丹後守正勝之別館、賞花雑話之次、正勝問云、松浦壱岐守帰依和尚是否、答云、実有此事、壱岐守隆信純孝而信三宝、帰依山僧而時々問宗門之至要、乃授法号曰、向東宗陽云々」、さらに、「右之日記龍光院住書籍之内ニ在り、当夏虫払之節松浦壱岐守と真文字之処見当り候故、密ニ右之分写取申、正宗寺記録箱之内へ入置可然存候」（『草稿　三　宗陽公三』）として、この日記の記事が龍光院（大徳寺塔頭）から平戸正宗寺へと伝達されたことが示される。

寿像讃（寛永一二年）　寛永一二（一六三五）年、隆信は、自身と松東院・清浄院の画像（寿像）を描かせ、その讃を江月に求めた。三点の画像はいずれも、松浦史料博物館に伝来している。即ち、「松東夫人寿像讃」は、寛永一二年八月、「武陵之向東庵」[30]。「清浄君肖像讃」は、寛永一二年八月三日、「武陵之向東庵」。「隆信寿像讃」は、寛永一二年、「武野之客舎」に於てそれぞれ書された。また、「江月幻質」は、寛永一二年、隆信寿像と共に画工

に描かしめ、壁間に掛けるという（『草稿　三　宗陽公三』）。

3・3　隆信の死（寛永一四年五月二四日）

小川庵　寛永一三（一六三六）年、平戸小川理左衛門の領拝屋敷を寺とする願いを容れ、江月を開山とする小川庵を平戸に建立。『欠伸稿』の「平戸居住小川氏一善男子造立一宇、而不改其氏、即号曰、小川庵」を引く（『草稿　三　宗陽公三』[31]）。

江月の書簡　隆信死去の直前、寛永一四年四月一三日付江月書簡の写が『草稿　三　宗陽公三』にある。即ち、「ともにゆく道はなき世のうらみかな　おもひの玉をくりかゑしても」という男児を失った隆信の悲哀を詠じた和歌に対する江月の返書。この書簡より、和歌の贈答はもとより、「手前之事何かと人口ニのり候て」という紫衣事件後の苦境も忍ばれる。後段では、隆信に対して、疎遠となった「霜台」との取り成しを申し入れるなど、江月と隆信の交流の親密さが窺える内容である[32]。

隆信の死　同年五月二四日、江戸において隆信が死去。戒名は、「正宗院殿前壱州太守向東宗陽大居士」。『草稿　三　宗陽公三』の綱文には、「公（宗陽）の世に在ける日、我万歳の後は平戸に来りて法事を修行し、且正宗寺を今の如くに建立すへしと江月に約し給へるゆへ、公逝去の後、天祥公（鎮信）其御霊骨を平戸に瘞んと欲し、使を遣して江月を平戸に招き、薄香越ニ於て茶毘の式を行ひ、江月道師となり火把を秉りて唱道す」とある[33]。隆信の

遺骨は、勝尾嶽西側（後の正宗寺縄張り域）に葬り、遙拝塔を建立（銘は江月）。塔の側に殉死者の水向所も設けた。また、荼毘の式を行った場所に碑銘が建立され、京都紫野大徳寺正宗庵境内にも遙拝塔が建立された。位牌は、江戸広徳寺・平戸普門寺・京都正宗庵にそれぞれ安置。同年九月六日の卒哭前の七月二四日には、普門寺に平戸・壱岐の僧侶を集めて、日数七日の斎筵が挙行され、江月が導師を勤めた[34]。一六三七（寛永一四）年のオランダ商館の記録に、「午後プレジデントは上級商館員フランソワ・カロンと共に、贈り物を持って、大僧正（江月）に挨拶に行った。彼は皇帝の命により、故平戸侯の墓所の祭を行うため、当地まで下って来たのである」とある[35]。将軍の命令で江月が平戸へ下向、仏事を執行したとも解釈できるが、その背景等は不明である。

翌年五月二四日には、第四代藩主鎮信が、江月に依頼した墓碑銘が成就。これが刻まれた石塔を大徳寺正宗庵境内に建て、一周忌の法事も同庵にて執行。江月も偈を賦した（『草稿　三　宗陽公三』[36]）。

正宗寺の建立（寛永一六年）　『草稿　三　宗陽公三』の綱文によれば、寛永一四年、平戸にあった江月は、藩主鎮信より正宗寺の建立を約束され、勝尾嶽西側に縄張りを定めて帰郷。翌々寛永一六年、正宗院をこの地に移し、興国山正宗寺と寺号を改め、寺領一〇〇石が寄贈された。大徳寺末流とし、江月を正宗寺の中興となし、一峯（鎮信が帰依した大徳寺正宗庵住職）を招聘して住持としたとある。但し、この綱文の説、特に、事前の約束があったことを記す史料は、「正宗寺伝語」のみである。『欠伸年譜』は、宗正寺建立の事実関係のみを述べ、『欠伸稿』に至っては関連記事の引用がない。宗正寺建立の約束が、寛永一四年の段階で、鎮信と江月との間に交わされたのか疑問が残る。なお、寛永一〇年五月二四日、隆信七回忌にあたり、大徳寺中瑞源庵にて法事を執行。江月も

偈を賦した（『草稿　三　宗陽公三』[37]）。

3・4　浮橋主水事件（寛永一六年）

『草稿　五　天祥公一』は、浮橋主水事件について、「熊沢家譜」・「小沢氏書留」を引用する。共に村井氏が論考で引用した数少ない事件の関係史料である。江月の関与は史料的に明示されないものの、以下の記述がある。

公義御裁許済候後ニ山号ヲ江月改之ヲ候事

一　隆信菩提寺正宗院法名宗陽ト号、于時対決之時、広徳寺宗旨ト之事ニテ御家無別条トテ正宗院之山号ヲ興国山ト改候事、江月和尚ナリ、此心ハ興国（後ニ）山正宗院（山号寺号自此心ニ叶候事）

ヲコスクニヲマサシクシウシナリトノ心ナリ

なお、寛永一六年一一月一三日に江戸で死去した黒田隆政（忠之末弟）の遺を博多崇福寺に埋葬し、箱崎にて茶毘の儀式を行う際、江月が法事を修めたことが『黒田家譜』所載の「忠之記　五」に記載されている[38]。

3・5　小結

江月と松浦家（特に、隆信・松東院）との関係は、『草稿』が録した禅語録・画像讃などより窺えるように、親密であった。また、『草稿』・『欠伸稿』の記述及びオランダ商館長の日記より、寛永一四年の江月平戸投宿は史料

上裏付けられる。

なお、江月と観世黒雪について、補足しておきたい。「長政遺事」に、「或時長政江戸より帰て、家老又ハ近習の士を多く呼集めてのたまひけるハ、江戸にて観世大夫黒雪なりに謡をならひ来りたり。観世大夫が謡よきとて殊外誉しなり。汝等にうたひてきかせんとて、謡を一番いたひ給ふ。家老其外の士是をきく人、音曲のおもしろき事をほめたりける。」という逸話がある。[39] 長政が帰依した江月と、謡を習った黒雪。両者の知己として、長政が登場する。自筆本『欠伸稿』には、元和五（一六一九）年、有馬湯山で長政から綿衣を拝領した際の偈が収録され、関連史料として、『咨参緇素名簿』元和五年条が紹介されている。そこには、元和五年一二月中旬、岡村吉左衛門重利ら黒田家中四名の名と伊勢ヤ余田半右衛門（有馬湯山ノ人）・観世左近大夫（洛陽人）の名がある。[40] 校訂者は、左近大夫を黒雪と比定する。これが正しければ、元和五年一二月中旬、有馬湯山で、江月と黒田家中、さらに黒雪らが同宿していた可能性はある。

結び

以上のように、『花伝書』伝来に関して展開された静山の伝来考証、即ち、黒雪が、江月に追従し、平戸に黒雪自筆（自撰）の『花伝書』をもたらしたという仮説には、史料的な論拠が存在しない。

江月の平戸投宿は、寛永一四（一六三七）年、隆信死去に際しての法要のみ、史料的に確認できた。さらに、『欠伸稿』・「江月日記」の記述によれば、隆信が江月と昵懇になり、その法号を宗陽と定めたのは寛永八年頃。一方、黒雪は、寛永三年には既に死去している。但し、元和五（一六一九）年一二月、江月は、黒雪と有馬温山で

同宿していた可能性は残る。

では、静山が『花伝書』の伝来と、江月とを結びつけた理由は何かについて、再び考えてみたい。『甲子夜話』の記述をみるに、「諏方」がキリシタン調伏を強調する内容であったことから、幡随意・江月ら僧侶の対キリシタンを目的とした西国下向と関連づけて、「諏訪」の成立を憶測。黒雪が禅に帰依したことや、禅宗をよく解したという点も、実際はともかく、服部の情報のみであって、論拠は薄い。また、「故有テ」と、江月の平戸下向や正宗寺創建の理由・背景については、『甲子夜話』での明言を避けた。

静山が、先祖・隆信の死去とその法要を司ったのが江月であったことを知らなかったとは考え難い。浮橋主水事件という、松浦家のキリシタン嫌疑と家の存亡に関わる事項であったため、敢えて「故有テ」と記したと推測したい。ただ、それでは、江月の下向年（寛永一四年）に、死亡していた黒雪（寛永八年没）が帯同できないことは明らかである。博多崇福寺住持として、一時期は平戸の近国にいた江月の西国遊歴・平戸投宿を、キリシタン対策と関連づけて、敷衍したのではないか。

さらに、世阿弥に仮託して執筆された『花伝書』が、江戸時代、実践的な能楽伝書としての地位が確立していたため、平戸で再発見された『花伝書』を黒雪自筆とする服部総三郎の見解について、熙や静山が、敢えて疑義を挟まなかったという事情もあるだろう。

よって、現段階では、楽歳堂の『花伝書』伝来に関わる江月と黒雪の関与については否定的にならざるを得ない。また、『花伝書』が黒雪自筆という点は、『花伝書』が明らかに複数の筆によって成り立っていることを踏まえると、黒雪自筆という点も、慎重に判断する必要がある。

大名能楽史の観点から、静山・熙らが、膨大な能楽関連の記録・文献を収集あるいは筆写し、楽歳堂に残した

ことは評価に値すると思われる。静山以前の松浦家の能楽関連資料については、隆信（道可）愛用の笛、鎮信（法印）が朝鮮出兵時に用いた謡本が存在していた。また、将軍綱吉から拝領した能装束も残っていたが、のちに焼失[41]。だが、こうした装束を記した装束帳が、『御能衣装道具　写』（正徳三〈一七一三〉年・松浦史料博物館蔵）として伝存する。

こうした平戸藩の能楽史とその関連資料を鑑みた場合、『花伝書』は、能楽伝書の権威でありながら、一七～一八世紀を通じて、松浦家の書物・什物として管理された形跡がない。一九世紀になって、突如、平戸城内の用部屋故書冊中から発見されたとする経緯についても、疑問が残る。

最後に、本論の分析を念頭に、楽歳堂本『花伝書』の伝来を整理し、まとめたい。即ち、楽歳堂本の『花伝書』は、藩士らによる諸本との比較校合の成果『観世花伝書』によって、寛文五（一六六五）年以前に成立したと推測可能。平戸城の用部屋から発見されたという経緯については、松浦家の能楽史料の伝来などを勘案して、否定的。『花伝書』が、観世黒雪自筆とした総三郎の鑑定には、慎重な検討が必要（この点についても、筆者は否定的）。黒雪が江月に帯同して、平戸へと下向したとする総三郎の説は、『御家世伝草稿』などを精査しても、史料的な論拠がない。だが、権威ある能楽伝書に関した総三郎の説に、疑義を挟まかなった静山は、『花伝書』を『新増書目』に掲載。正式に楽歳堂の蔵本とした。さらに、「諏訪」の章詞を敷衍し、楽歳堂の書物を引用しつつ、詳細な伝来考証を『甲子夜話』にて展開。だが、本論では、史料的な論拠はないと結論付けた。

なお、本論は、結果的に、『花伝書』が大名家の歴史とも関わる逸話（松浦家の場合は、対キリシタン）を包摂しながら、能楽趣味の大名に重視され、その家の貴重な蔵書として伝わる具体的な過程を示したことになる。多くの方々の叱正を乞いたい。

【注】

（1）中村幸彦氏・中野三敏氏の校訂によって、平凡社・東洋文庫より、正篇六冊・続篇八冊・三篇六冊の全二〇冊として刊行（一九七七年～）。なお、本稿での引用は、松浦史料博物館の蔵本と対照した上で、東洋文庫を用いて、『甲子夜話』の篇・巻数、東洋文庫本の巻数と頁数をそれぞれ表示した。

（2）文庫創設者の著述と収蔵文物との関係性の究明は、大名文庫の機能・役割の一端を解明し、大名と文庫をめぐる書物環境を復元する際の重要な課題であると思われる。こうした観点からの研究について、筆者は楽歳堂と『甲子夜話』を題材に、研究を進めてきた。拙稿「大名蔵書の中の国際交流 ―― 平戸藩楽歳堂の蔵書目録から」（森平雅彦・岩崎義則・高山倫明共編『東アジア世界の交流と変容』・九州大学出版会・二〇一三年三月・一四九－一六一頁）などを参照。

（3）東洋文庫『甲子夜話　三篇　2』、一九九頁。なお、引用史料中の（　）は、筆者が補った。

（4）法政大学能楽研究所編『重修猿楽伝記』（わんや書店・一九八一年一二月、一四～一五頁）などの記述によれば、黒雪の名は忠親。隠居名は身愛（ただちか）。家康に取り立てられ、駿府から京へ進出。家康のお抱え太夫として活躍。慶長一五（一六一〇）年、家康の勘気を被り、駿府より高野山へ出奔。この時、黒雪と改名。慶長一七年に帰参し、寛永三（一六二六）年一二月九日に没した。

（5）現在、一般的に世阿弥著『風姿花伝』として観世家に伝来した能楽伝書が世に紹介されたのは、明治四二（一九〇九）年。江戸時代に流布した『花伝書』とは極一部に共通した記述があるものの、別ものである。この点については、『風姿花伝』（岩波文庫・一九五八年一〇月）の「校訂者のことば」（西尾実）、『日本思想大系23古代中世芸術論』（岩波書店・一九七三年一〇月）の『花伝書』解説、『岩波講座能・狂言Ⅱ　能楽の伝書と芸論』（岩波書店・一九八八年三月）などを参照。

（6）『花伝書』とその関連史料の場合、楽歳堂図書印の各種印鑑（松浦史料博物館蔵）は、江戸の静山が保有していたため、平戸で図書印の押印が出来なかったと推測。そのため、平戸において、図書印の印影がある紙が貼付された。静山存世中は、図書印貼付にも、その認可が必要だったと思われる。こうした図書印とともに、『新増書目』への書目掲載によって、『花伝書』が楽歳堂へと正式に蔵置されたことが確認できる。

（7）東洋文庫『甲子夜話　三篇　2』、一九七～一九九頁。なお、「諏訪」については、若木太一「謡曲『諏訪』考：風土と芸能」（『長崎大学総合環境研究』環境科学部創立10周年記念特別号・二〇〇七年）の優れた先論がある。

（8）『新増書目　内篇巻四之下』には、「諏訪　一巻」として、「右ハ長崎ニ所レ在、諏訪社ニ所用ノ能（ノウ）謡也、コノ能地ニ限テ他有ル事無シ、〇又諏訪ノ社ハ長崎ノ大社、殿舎廻廊殊広大ニシテ、御朱印地ナリ、毎年九月九日ヨリ、十一日ニ至テ祭礼アリ、其十三日能興行、コノ諏訪ハ其脇能トス、此日崎尹等臨見アリト云」と、『甲子夜話』と同趣の記事が確認できる。

（9）長崎歴史文化博物館蔵。「この書は井上伝三氏より奉納」とあり、明治三六（一九〇三）年の年記。諏訪神社本の写本である。

（10）長崎歴史文化博物館蔵。「右崎陽白木久樹君書賜某染香」とあり、天保五（一八三四）年九月二二日の年記。

（11）全一巻。長崎歴史文化博物館蔵。

（12）早水助之進については、西八月付の銀一貫目助成銀伺書『覚』（一巻）がある。長崎歴史文化博物館蔵。『亀岡随筆　巻56』（松浦史料博物館蔵）の「三興の楽舞の初りの事」によれば、熙が興した平戸囃子に、天保一三（一八四二）一一月頃、諏訪能楽師早水一学が参加した。その一学の息子の名を主水といい、初名は助之助を名乗ったとある。

（13）『古賀文庫本』の当該部分は、「去程に異国より、外道をなして此うらの、人の心をさまたけて、邪心にいるや天津日嗣神の道もしらさりき、されハ明らけき時代なればや、普天の下卒土のうち何国王地にあらさらむや、土も木も吾大君の国そとて、やかて退治し給へは、（シテ）神も悦ひ出現あり、いろ〳〵さま〳〵の神祭り、忝けなしと有月の、光りもまして皇国の、末ハにこらじこの里の、民の草葉も深きめくみ、君か代なれは、唯今爰に来りたり、我ハ諏方の神そとて、かき消すやうに失給ふ〳〵（中入）」とある。

（14）『鎮西大社諏訪神社の能面・能装束』（諏訪神社・一九八三年一〇月）の越中哲也氏「序文」。

（15）拙稿「幕末平戸藩の異国降伏祈願と平戸囃子」（『境界からみた内と外　『九州史学』創刊五〇周年記念論文集　下』・九州史学研究会編・岩田書店・二〇〇九年二月）。

（16）「江戸の高僧伝 ―― 幡随意上人と竜女 ――」（『京都精華大学紀要』二六・二〇〇四年）。

（17）一瞥しても、能鑑賞の記録二三箇所。小鼓の観世新九郎の記述一九箇所、喜多家の記述一八箇所、観世家一七箇所、宝生家三箇所、今春家三箇所、金剛家（脇の高安彦九郎）一八箇所、森田家（笛）三箇所、鷺家（狂言）六箇所など。能の作品研究・考証については、最低でも三四箇所に及ぶ。

（18）『御家世伝草稿　六十三』（松浦史料博物館蔵）。総三郎は、文化八年四月四日、初めて平戸下向。こののち、平戸市中の囃子稽古の師範となった。

(19) 『甲子夜話　正篇』巻65「仙洞御所御能」（東洋文庫『正篇　4』、三三二頁）。

(20) この点について、即ち、楽歳堂に『欠伸年譜』・『欠伸稿』といった信頼性が高い史料が所蔵されていたにも関わらず、静山が、こられを利用・活用できていない点に着目すると、『甲子夜話』で展開された静山の考証・研究の限界点の一端が示される。つまり、文化三（一八〇六）年より江戸隠居となった静山は、楽歳堂の蔵書を、充分に閲覧・利用することが出来ない状態にあったと推測できる。退隠後の江戸を主舞台とした静山の文筆活動は、その人的交流の多様さ、情報の豊さという恩恵を享受したが、他方、自身が収集した楽歳堂の文物という知的財産の活用を不自由なものとした側面があったことを、ここでは確認しておきたい。

(21) 寛永一六年、隆信死去に際して殉死せず、平戸を出奔した浮橋主水が、平戸領内にキリシタンがいるとして幕府評定所へと出訴。松平信綱らによる評定がなされ、同年八月二三日、松浦家側が勝訴となった。島原の乱を背景とし、オランダ商館の長崎移転直前であったことから、平戸藩・松浦家の存亡がかかった重大事件でったと言われる。

(22) 加藤健「平戸藩キリシタン嫌疑事件 ── 浮橋主水事件について」（長崎楽会例会配布資料、二〇〇七年八月）に詳細な研究史の整理がある。http://www5.big.or.jp/~n-gakkai/katsudou/reikai/200708_01.html を参照。

(23) 「平戸藩『浮橋主水一件』と江月宗玩」（『幕藩制成立とキリシタン禁制』・文献出版・一九八七年七月）に所収。

(24) 『平戸藩楽歳堂蔵書目録』（以下、『蔵書目録』）に掲載された『欠伸稿』と『欠伸年譜』の内容をそれぞれ示す。『欠伸稿』は、釈宗玩江月著・宗立江雪編録・四巻。頭注「欠伸江月之号」。『蔵書目録　内篇四・類従上』に掲載。『欠伸年譜』は、釈宗立江雪撰・一巻。頭注「江雪名宗立江月之弟子亦住大徳為百八十一世」、傍注「此為釈宗玩年譜玩号江月欠伸其別号也曾住大徳寺為百五十六世当時名於茶事至今尚称之玩以天正二年生寛永二十年寂年七十」。『蔵書目録　内篇八・人之伝』に掲載されている。また、両者共『楽歳堂蔵和書目　上』の図書印情報から「平戸藩蔵書」・「楽歳堂図書記」の図書印がそれぞれ押印されていたと推測される。現在、図書印があった『欠伸稿』は松浦史料博物館には伝来せず、『欠伸年譜』についても、無図書印の書冊一冊のみが伝来。

(25) なお、この偈は、四巻本『欠伸稿』を収めた『大徳寺禅語録集成　第五巻』（法蔵館・一九八九年一二月、一八二頁）にみえる。以降、『草稿』と対照可能な語録は、書名を『禅語録　五巻』として、その引用頁数を示した。また、大徳寺龍光院江月自筆本『欠伸稿』が、芳澤勝弘編著『欠伸稿訳注　乾・坤』（思文閣出版・二〇〇九年四月）として刊行された。但し、自筆本は、前

掲四巻本『欠伸稿』の語録を全て網羅していない。

(26) 前掲『禅語録　五巻』、二五五頁。

(27) 前掲『禅語録　五巻』、二五七頁。

(28) 前掲『禅語録　五巻』、二七二頁。

(29) 前掲『禅語録　五巻』、二九六頁。

(30) 向東庵は、隆信が江月とはかり江戸邸内に設けた庭園。前掲『禅語録　五巻』、二一一頁参照。

(31) 前掲『禅語録　五巻』、二六四頁。

(32) 書簡の本文は、「昨朝過分ニ候、内々如申談候、玉室へ参候而及暮罷帰、芳墨令披見候、御詠歌乍不存事殊勝見へ候、御心中察入落涙仕候、此前ハ誰も難忘事と相見候間、随分々々御忘却御受用可然候、和歌之義、此節之事ニ候間、随御意候而書付進入候、我なからをかしく、わけもなき事と存候まゝ、他見無之事と存候（中略）、昨日も如申、手前之事何かと人口ニのり候て、あさましき生つきと存候得は、此中ハ弥無十方万事忘却候、此和歌なともさとをかしく人見候而可申候、先々他見無之様ニと存候、尚近日以面上可申談候、霜台へも此中ハ遠々敷候、てまへの事も御めにかゝり候へハ談合をも仕度、且又談合をもいたし候かと人も存てハいろ〳〵と存、態と此中ハ不参候、御参会之刻、御心得頼入候、かしこ」とある。四月一三日付で、隆信宛のもの。

(33) 前掲『禅語録　五巻』、一八五～一八六頁に関連する記録がある。

(34) 前掲『禅語録　五巻』、二八六～二八七頁。

(35) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記　第三輯』（岩波書店・一九六八年一二月）一六三七年九月六日条。なお、同書では、「コンギツ」の名で、同月一一日・一五日・一六日条にも登場。商館長に対して隆信死去を悼む様子や、商館で酒・料理を振る舞われた様子がわかる。

(36) 前掲『禅語録　五巻』、二六五頁。

(37) 前掲『禅語録　五巻』、二七一頁・二九二頁。

(38) 『黒田家譜　第一巻』（文献出版・一九八二年五月）、一七五頁。

(39) 『黒田家譜　第一巻』、五二三頁。

(40) 前掲注（25）所載『欠伸稿　乾』、四七九頁。

（41）『亀岡随筆　巻55』所収「表居間囃子を厳重に極めたる事」。また、この記事には、第四代藩主鎮信・第五代藩主棟の時期には、平戸で能楽が流行したが、次第に衰微したともある。

［付記］本稿は、基盤研究C「随筆『甲子夜話』全文検索システムの構築と公開に関する研究」（課題番号21520678）および基盤研究C「平戸藩楽歳堂文庫をめぐる書物環境と蔵書形成過程に関する基盤研究」（課題番号15K02886）の研究成果の一部です。また、史料調査にあたり、御高配を賜った松浦史料博物館、とりわけ同館久家隆史学芸員には、末尾ですが、心より感謝申し上げます。